

## 確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件(案)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A202000383 令和2年7月8日(石川県) 令和2年8月25日	電気ストーブ(ハロゲンヒーター)	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	●当該製品について調査の結果、当該製品の輸入事業者は特定できないと判断された。このため、当該事業者が報告義務者でなかったと判断した。	
2	A202000962 令和3年3月9日(三重県) 令和3年3月16日	石油ストーブ(開放式)	当該製品を点火したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	●当該事業者は、消防から当該製品を使用中に発火した旨の連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。その後、消防の調査により、火災に至らない事故(非火災)とされた。よって、重大製品事故に該当しないと判断した。	
3	A202100044 令和3年3月23日(埼玉県) 令和3年4月16日	延長コード	店舗で当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	●当該製品について調査の結果、他社製であることが判明したことから、当該事業者が報告義務者でないと判断した。	